

有効期間満了日 令和11年3月31日

熊国薬第858号

令和7年7月22日

新たに把握した玩具と称した真正拳銃の措置について（通達）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の第2条にいう「拳銃」に該当する海外製の玩具拳銃（以下「玩具と称した真正拳銃」という。）については、これまで購入者からの回収・取締り、関係機関等との連携による水際対策、警察のホームページを通じた広報啓発等の対策を講じてきたが、この度、新たに国内で流通している海外製の玩具拳銃が玩具と称した真正拳銃と認められたことに伴い、別添「新たに把握した玩具と称した真正拳銃の措置について（通達）」（令和7年7月15日付け警察庁丁組二発第258号）のとおり、当該真正拳銃の引取り期間を設定のうえ、その期間を経過後に認知した場合は原則として事件化する方針としたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

※ 警察庁通達「新たに把握した玩具と称した真正拳銃の措置について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。